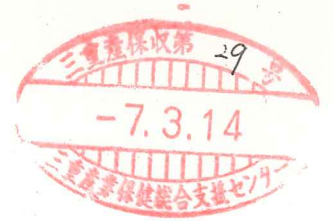


三労発基0311第2号
令和7年3月11日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第35号。以下「改正政令」という。）【別添1】及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第12号。以下「改正省令」という。）【別添2】が、令和7年2月19日に公布され、別添3の施行通達に基づき、令和9年4月1日から施行）されます。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。